

円貨建て債券に関する説明書

本説明書は、お客様が楽天証券と行う、個人向け国債を除く円貨建て債券のお取引について、そのリスクや留意点等をご理解いただくため、金融商品取引法第37条の3の規定に従い説明する「契約締結前交付書面」です。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

○円貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。

○円貨建て債券は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- 円貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）※のみを受払いいただきます。（購入対価に別途、経過利子をお支払いいただく場合があります。）

※お客様の購入・売却それぞれに対して市場の実勢や需給の状況等を踏まえて当社が定めた価格をお客様に提示いたします。なお、ある時点で同じ債券に対して当社から提示する価格については、購入価格（お客様が購入する場合の価格）は売却価格（お客様が売却する場合の価格）よりも高く設定されることが一般的です。また、債券の購入後にお客様の保有銘柄一覧等に表示される参考単価は売却価格に近い単価であるため、評価損益は評価損として表示される傾向にあります。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

- 円貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
- 円貨建て債券が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損または償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- 円貨建て債券が15年変動利付国債である場合には、その利子は10年国債の金利の上昇（低下）に連動して増減しますので、このような特性から、15年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

債券の発行者または元利金の支払の保証者の業務または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

- 円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 円貨建て債券の発行者や、円貨建て債券の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による元本の削減等がなされるリス

クがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

- 円貨建て債券のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

償還金および利子の支払いが他の債務に劣後するリスク

- 弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金および利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国において上記に準ずる手続きが取られた場合となります。

再投資リスク

- 債券に繰上償還（コール）特約が付されている場合には、発行者が任意に決定した時機に、償還等されることがあります。この場合、償還日より前に償還される可能性があり、満期償還まで受け取る予定の利金は受け取ることができない場合があります。
- 繰上償還された償還額を再投資した場合に、繰上償還されない場合に得られる当該債券の利金と同等の利回りが得られないおそれがあります。

その他のリスク

- 円貨建て債券には、法令等の改正、災害・戦争等の発生等により、当該債券の継続が困難になった場合や、発行者等が当該債券をヘッジする目的で保有するポジションが、合理的な努力を尽くしても維持することが困難（ヘッジコストの増加を含む）になった場合に、発行者の裁量または計算代理人の判断により、計算代理人等の算定する時価によって期限前償還されるものがあります。
- 地政学的リスクにより急激な流動性の低下や売買不可、大幅な価格下落となるおそれがあります。
- 円貨建て債券の利金・償還金の支払いを発行体から任命されている支払代理人や外国の証券決済機関における業務遅延またはそれにとまなう情報更新遅延等に伴い、お客様への利金・償還金の支払い（現物償還の場合は、当該証券の入庫）が遅延する可能性があります。
- 円貨建て債券にかかわるコーポレートアクション（買入のオファー、信託証書の変更同意要請等）については、一般的に申し出可能期間が非常に短いため、時差や日本での祝日の関係により当社では取扱いできない場合があります。また、エクステンジオファー（交換の申し出）については、交換に際して新規に発行される債券に関して金融商品取引法上の適切な開示が行われない限り、同法上の規制により当社での取扱いはできません。

企業内容等の開示について

- 円貨建て外国債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等による企業内容等の開示が行われておりませんのでご注意ください。

円貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- 円貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

円貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における円貨建て債券のお取引については、以下によります。

- 円貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- 当社が自己で直接の相手方となる売買
- 円貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

円貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する円貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- 円貨建て債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- 譲渡益および償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- 円貨建て債券の利子、譲渡損益および償還損益は、上場株式等の利子、配当および譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する円貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- 円貨建て債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人または一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- 国外で発行される円貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

振替債（我が国の振替制度に基づいて管理されるペーパーレス化された債券をいいます。）のうち、国債を除く円貨建て債券は、その償還日または利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される円貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容および方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において円貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- 国内で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必

要となります。国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。

- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送または電磁的方法による場合を含みます。）。

その他の留意点

IFA 専用銘柄をお持ちのお客様に相続が発生し、当該銘柄を相続した場合は、IFA 口座でのみのお預かりとなります。ネット口座へ移すこと、および他社へ移管することはできません。（相続人が IFA 口座をお持ちでない場合は、IFA 口座を開設いただく必要があります。）

当社の概要および本取引に関する連絡先

商 号 等	楽天証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 195 号、商品先物取引業者
本店所在地	〒107-0062 東京都港区南青山 2-6-21
加 入 協 会	日本証券業協会
資 本 金	19,495 百万円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	1999 年 3 月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

楽天証券カスタマーサービスセンター

フリーダイヤル：0120-41-1004

携帯電話から：03-6739-3333(通話料有料)

受付時間 平日8:30～17:00 (土日祝・年末年始を除く)

金融ADR制度のご案内

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号 : 0120-64-5005 (FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間 平日 9:00～17:00 (祝日を除く)

○その他留意事項

日本証券業協会のウェブサイト (<https://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行者が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

(2024 年 12 月)